

◎新潟県告示第7号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年1月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大沢山(1)地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢山(2)地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢(1)地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一ノ沢地区	南魚沼市大沢、君沢	次の図のとおり	土石流
三ノ沢地区	南魚沼市大沢、君沢	次の図のとおり	土石流
大沢川地区	南魚沼市大沢、君沢	次の図のとおり	土石流
清水沢(1)地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流
清水沢(2)地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流
座沢地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流
小田沢(1)地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流
小田沢(2)地区	南魚沼市大沢	次の図のとおり	土石流
登川地区	南魚沼市清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清水2地区	南魚沼市清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飲用川(1)地区	南魚沼市清水	次の図のとおり	土石流
飲用川(2)地区	南魚沼市清水	次の図のとおり	土石流
ロクロ沢地区	南魚沼市清水	次の図のとおり	土石流
松沢川地区	南魚沼市君沢、下一日市	次の図のとおり	土石流
北山根地区	南魚沼市麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麓(1)地区	南魚沼市麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

麓(2)地区	南魚沼市麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城入沢(1)地区	南魚沼市麓	次の図のとおり	土石流
思川(1)地区	南魚沼市思川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
思川(2)地区	南魚沼市思川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
思川(4)地区	南魚沼市思川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中ノ沢地区	南魚沼市思川	次の図のとおり	土石流
堂林川(1)地区	南魚沼市吉里	次の図のとおり	土石流
堂林川(2)地区	南魚沼市吉里	次の図のとおり	土石流
鎌倉沢川(1)地区	南魚沼市思川、吉里	次の図のとおり	土石流
蟹沢・方谷山地区	南魚沼市柳古新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
浜の坂地区	上越市大字鍋ヶ浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鍋ヶ浦地区	上越市大字鍋ヶ浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丹原地区	上越市大字丹原、大字有間川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)